二　電磁的損害賠償命令事件記録（損害賠償命令事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供（第九項において「電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等」という。）の請求

三　損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

第四十四条第二項中「損害賠償命令事件の記録」を「非電磁的損害賠償命令事件記録」に改め、同条第三項中「若しくは謄写」を「、謄写若しくは複写」に、「交付」を「交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」に、「以下この条」を「次項及び第五項」に、「閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第四項及び第五項中「その閲覧等」を「刑事関係記録の閲覧等」に改め、同条第六項中「及び」を「、複写及び」に改め、同条に次の一項を加える。

9　第二十条第四項の規定は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等について、同条第五項の規定は損害賠償命令事件に関する事項を証明した書面の交付について、同条第六項の規定は当該事項を証明した電磁的記録の提供について、それぞれ準用する。

第四十五条中「（第七十一条第二項を除く。）」、「、第八十七条の二」及び「、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項」を削り、「第九十四条、第百条第二項、第四節第三款、第百十一条、第百十六条並びに」を「第百十六条及び」に改め、「第百三十二条の六第三項及び」を削り、「及び第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）」を「、第七章及び第八章」に改め、「第百五十一条第三項、」及び「、第百六十条第二項」を削り、「第百八十五条第三項、第百八十七条第三項及び第四項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百三十五条第一項ただし書並びに」を「第二百三十五条第一項ただし書及び」に改め、「、第二百五十六条第三項各号」を削り、「、第二百六十六条第二項及び第二百六十七条第二項」を「及び第二百六十六条第二項」に改め、同条の表第四十五条第五項の項中「第三十条第一項」を「第三十九条第二項」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）又は電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）」に改め、同項の次に次のように加える。

第九十二条第九項	電磁的訴訟記録中	電磁的損害賠償命令事件記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十四条第一項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録をいう。以下同じ。）中
第九十二条第九項及び第十項	電磁的訴訟記録から	電磁的損害賠償命令事件記録から

第四十五条の表第百十二条第一項本文の項から第百十三条の項までを削り、同表第百二十八条第二項の項中「決定書」を「電子決定書」に改め、同表第百三十三条第二項の項を削り、同表第百三十三条第三項の項中「について」及び「をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（損害賠償命令事件の記録の閲覧等、非電磁的処分記録の閲覧等（同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的処分記録の閲覧等をいう。）又は電磁的処分記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的処分記録の閲覧等をいう。）」に改め、同表第百三十三条の二第一項の項中「第百三十三条の二第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に係る」を削り、「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第百三十三条の二第二項及び第三項の項を削り、同表第百三十三条の三第一項の項を次のように改める。

第百三十三条の三第一項	訴訟記録等の閲覧等	損害賠償命令事件の記録等の閲覧等

第四十五条の表第百三十三条の三第一項の項の前に次のように加える。

第百三十三条の二第五項	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分	電磁的損害賠償命令事件記録等（電磁的損害賠償命令事件記録又は電磁的処分記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十二条第一項第二号に規定する電磁的処分記録をいう。）
第百三十三条の二第五項及び第六項	電磁的訴訟記録等から	電磁的損害賠償命令事件記録等から

第四十五条の表第百三十三条の四第二項の項中「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等」に改め、同表第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項の項から第二百六十七条の二第一項の項までを削る。

第四十六条第一項中「起訴状に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号」を「（同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）が同法第二百七十一条の二第一項第一号」に、「訴因変更等請求書面に記載された」を「同条第一項の規定による求めに係る」に、「のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの」を「（同条第四項において読み替えて準用する同法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされたものを除く。）」に改め、同条第二項中「第三十条第一項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第四項中「及び第百三十三条の四」を「、第五項及び第六項並びに第百三十三条の二第二項の項中「第三十条第一項」を「第三十九条第二項」に、「第百三十三条の四第一項及び第二項において」を「以下」に、「に係る訴訟記録等の閲覧等」を「訴訟記録等の閲覧等」に、「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」を「損害賠償命令事件の記録等の閲覧等（非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同法第四十四条第一項第一号に規定する非電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）、電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等（同項第二号に規定する電磁的損害賠償命令事件記録の閲覧等をいう。）、非電磁的処分記録の閲覧等（同法第三十二条第一項第一号に規定する非電磁的